



総政企第49号
平成30年3月28日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
野田 聖子



諮問第113号

中間年における経済構造統計の整備について（諮問）（その1）

標記の一環として、別紙のとおり、基幹統計の指定を解除するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

なお、中間年における経済構造統計を作成するために行う基幹統計調査の変更等については、調査実施者からの申請を受けた後、「中間年における経済構造統計の整備について（諮問）（その2）」として意見を求める。

別紙

1 諮問内容

統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計である「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」（以下「3統計」という。）の指定を解除する。

2 解除理由

- (1) 3統計は、従前、基幹統計として指定され、以下の内容が公示されるとともに、経済センサス-活動調査により5年に一度作成されている経済構造統計の中間年において、産業別の実態を明らかにする統計として位置づけられてきた。

名称	作成目的	作成者	作成方法
工業統計	工業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
商業統計	商業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
特定サービス産業実態統計	特定のサービス産業に関する施策に資するため当該産業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

- (2) しかし、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、国民経済計算を軸とした経済統計の整備推進に係る取組の一つとして、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計について、関連する基幹統計調査の再編と併せて整備し、産業横断的な統計を作成・提供することとされた。

◆「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(イ) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（仮称。以下同じ。）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査に移行することが計画されている経済センサス-基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間

年の各年に作成・提供する。

また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。

なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携し、前記(1)のビジネスサーベイの枠組みを通じた中間年SUTの精度向上や、基準年経済構造統計との整合性にも留意する。

(3) これを受けて、3統計を経済構造統計に再編することとし、これに伴い、3統計に係る基幹統計としての個別の指定を解除することとしたい。

(4) なお、従前の3統計は経済産業大臣により作成されていたが、再編後の中間年の経済構造統計は、現行の指定内容と同様に専ら統計調査の方法により、総務大臣と経済産業大臣の共管により作成することを想定している。したがって、同統計の指定に係る公示内容に変更が生じないことから、指定の変更は行わない。

名称	作成目的	作成者	作成方法
経済構造統計	すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣、 経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

参考

◎統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二 第六条第一項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5（略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7～12（略）

（基幹統計の指定）

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。